

広島中央環境衛生組合くるまdeフリマ実施要綱

令和3年7月20日制定

令和4年7月25日改正

令和5年7月31日改正

(目的)

第1条 この要綱は、くるま de フリマ(以下、「フリマ」という。)を開催することにより、家庭から出る不用品のリユースを推進し、ごみの排出を抑制するとともに、ごみ減量及びリユースに対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フリマ 広島中央環境衛生組合(以下、「組合」という。)が主催するフリーマーケットをいう。
- (2) 不用品 日常生活において、一度使用され、又は使用されずに不用となった物品のうち、再使用できるものをいう。

(出店資格)

第3条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 組合管内に居住又は勤務している者であること
- (2) 18歳以上の者であること
- (3) 本要綱の趣旨を理解し誠実な出店及び販売を行うこと
- (4) 業としての販売を行わないこと(仕入を行い、販売する行為など)
- (5) 本要綱に定める事項及び組合が定める注意事項を遵守すること
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者ではないこと

2 前項に定める条件に満たないもの及び条件に反する者については、出店を取り消すことができる。

(出店料)

第4条 出店料は、無料とする。

(出店区画)

第5条 出店区画は管理者が別に定めるものとする。

(出店方法)

第6条 出店は、前項に定める区画内に車両を駐車させる方法による。

(出店者の募集)

第7条 出店者の募集は、チラシ配布やホームページ等で行う。

(申込)

第8条 出店しようとする者は、くるま de フリマ出店申込書(別記様式第1号)により、管理者に申し込まなければならない。

一部改正〔令和4年〕

(出店者の決定)

第9条 出店希望者は抽選により決定する。

一部改正〔令和5年〕

2 管理者は出店者を受け付けた場合、出店の注意事項について通知するものとする。

(出店のキャンセル)

第10条 出店者が既に決定した出店を辞退しようとするときは、前条第2項に定める通知に記載された期日までに管理者へ申し出なければならない。

(販売品目)

第11条 販売できるものは家庭から出る不用品とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、不用品であっても、陳列及び販売することはできない。

- (1) 酒・タバコ類
- (2) 調理を伴う食品
- (3) 動物・植物類(昆虫や種子を含む)
- (4) 医薬品類
- (5) アダルト関連商品
- (6) 著作権侵害品
- (7) 危険品(石油、ガス類、爆発物、モデルガン、刀剣類等)
- (8) 金券
- (9) 盗品
- (10) その他管理者が不適切だと判断するもの

(その他)

第12条 会場内における事故や販売等に関するトラブル、盗難及び不用品の苦情等については当事者間の責任とし、組合は一切の責任を負わない。

2 出店者は、購入後の製品に関する問い合わせや苦情について誠実に対応するものとする。

3 この要綱に定めない事項及び疑義が生じた場合は出店者と組合の協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

くるまdeフリマ出店申込書

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

くるまdeフリマに出店したいので、広島中央環境衛生組合くるまdeフリマ実施要綱第8条により申し込みます。

なお、広島中央環境衛生組合くるまdeフリマ実施要綱及び組合が定める注意事項を遵守することを誓約します。

氏 名	(フリガナ)
住 所	(自宅 ・ 勤務先) ※どちらかに○をしてください。 〒
電 話 番 号	
主 な 販 売 物	

※ この申込書に記載の個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。